

選定療養費ご請求のお知らせ

令和4年10月1日より「紹介状なし」で受診する場合の選定療養費が改定されました

選定療養費とは

厚生労働省により選定された制度であり、「初期の治療は地域の医院・診療所などで行い、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」という医療機関の機能分担の推進を目的とされています。病院（200床以上）に初診で受診する際に、他の医療機関からの紹介状がない場合に、通常の医療費とは別に病院が定めた金額（選定療養費）を徴収するというものです。

ただし、特定の公費医療を受けている場合、救急車での緊急搬送をされた場合や緊急やむを得ない事情の場合は対象となりません。

初診時選定療養費

紹介状を持参せずに当院
を受診された場合

7,700円(税込)

再診時選定療養費

症状が落ち着き、当院担当医が
診療所等へ「かかりつけ医」として
紹介を申し出た後も当院で
診療を希望し受診された場合

3,300円(税込)

※当院に通院中の方で、紹介状を持参されずに、新たに別の診療科の受診を希望される方も再診時選定療養費をご負担いただきます。

※初診時選定療養費をいただく場合は、初診料288点から200点を控除させていただきます。

※当院に受診歴があるか方・診察券をお持ちの方でも、一度治療が終了・中断されている場合は選定療養費の対象となります。

ご不明な点については、受付スタッフまでお問い合わせ下さい。



府中恵仁会病院